

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本 シャトルバス運行規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本シャトルバス運行規則（以下「運行規則」という。）を定める。

（総 則）

第 1 条 ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）は、一般貸切旅客自動車運送事業資格会社（以下「バス会社」という。）と契約を締結し、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「本団地」という。）とJR北本駅との間を直行する専用シャトルバスを運行する。

（運行費用）

第 2 条 運行に係る費用は、管理規約第28条第1項第十号及び第2項並びに第3項の規定により管理組合法人よりバス会社に支払う。

（利用上の原則）

第 3 条 シャトルバスの利用は、本団地の団地建物所有者及びその家族、占有者である居住者及び本団地居住者への訪問者とし、管理組合法人から利用者証の交付を受けている者は、利用時にはそれを携帯しなければならない。又、バス乗務員等から利用者証の提示を求められた場合は、それに応じなければならない。

（優先席の設置）

第 4 条 シャトルバスの車内には、身体に障害がある方（ペースメーカー装着者を含む。）、妊娠されている方、怪我をされている方、高齢者など、座席を必要とする利用者のため、優先席を設置するものとする。

2 優先席の場所及び座席数は、利用状況等を勘案し、必要に応じて管理組合法人の理事会で適宜変更できるものとする。

（禁止事項）

第 5 条 シャトルバスの利用にあたっては、以下の行為を禁止する。

- (1) 車内における喫煙、飲食
- (2) 停車中又は走行中にかかわらず、車内における携帯電話による通話及び操作音並びに着信音等の音を発生させること
- (3) 二扉車にあたっては後部扉からの乗車

- (4)乗降場所における吸い殻、ごみ、空き缶等の投棄・放置
- (5)指定の乗車場所以外の場所でバスを停めて乗車すること
- (6)指定の降車場所以外の場所で降車させることを運転者に求めること
- (7)定刻に発車するため乗車ドアを閉めた後、呼び止めて乗車すること
- (8)その他、法令やバス会社の運送約款等で禁止されている事項

(利用者の遵守事項及び留意点等)

第6条 シャトルバスの利用にあたっては、前条の禁止事項の他、以下の各事項を遵守すること。

- (1)混雑時は詰めて着席し、座席の上に荷物は置かないこと
 - (2)車内で大声での会話は慎むこと
 - (3)携帯電話の電源を切るか、マナーモードの状態に乗車すること(ただし、優先席付近では電源を切ること)
 - (4)急ブレーキの際に危険なため、ベビーカーは折り畳んで乗車すること
 - (5)JR北本駅前乗降所で降車後に駅へ向かう場合は、必ず歩道及び横断歩道を通行し、タクシールールを横断しないこと
 - (6)JR北本駅前乗降所におけるバス待ち時間は、一般通行者又は周辺店舗の営業の邪魔にならぬよう道路面に沿って整然と並んで待つこと
 - (7)その他、車内での他の乗客や乗降場所で近隣に迷惑が及ぶと思われる行為は慎むこと
- 2 超低床バスは、路線タイプの車輛構造になっているため、以下の各事項を留意すること。
- (1)入口と運転席直後の座席及び後部座席の通路に段差があるので、十分注意すること
 - (2)第(1)号の座席を児童又は高齢者が利用する場合は特に注意すること
 - (3)第(1)号の座席では安全のためシートベルトを着用すること
 - (4)満席により立ち乗車する場合は、必ずつり革や握り棒につかまること
 - (5)前後の出入口付近に立ち乗車しないこと(特に前ドア付近は、運転手の視界確保のためにドアの鎖より後方に乗車すること)
 - (6)車椅子で乗車する場合は、必ず車椅子の固定装置を利用すること
 - (7)超低床バスは歩道縁石との間隔が開く場合があるので、JR北本駅での乗降の際は足元に注意すること

(臨時運行)

第 7 条 本団地の多数の居住者が参加する行事等のため利用者の利便を図る目的で臨時に通常の運行経路の途中で乗降したり、通常の運行経路を変更してその途中で乗降すること(以下「臨時運行」という。)を認めることがある。その場合その行事等の責任者は少なくとも臨時運行を希望する14日以前に管理組合法人に申請しなければならない。臨時運行により別途費用が発生する場合には、その行事等の責任者の責任においてこれを負担しなければならない。

(外部利用)

第 8 条 本団地の近隣の住民や事業所でシャトルバスの共同利用について申し出があったときにはこれを認めることがある。この場合、利用人員や状況により本団地の利用者への影響を最小限にした上で、一部の運行便の運行経路の変更や途中停車をすることがある。本条による利用者に対しても運行規則第4条及び第5条の規定が適用される。

(運行規則の改廃)

第 9 条 運行規則の改廃は、管理規約第45条第2項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(附 則)

第 1 条 この運行規則は、平成10年11月15日の平成10年度臨時総会(団地管理組合法人設立総会)において承認された時点より効力を発するものとする。

2 この運行規則は、平成14年9月29日の平成13年度(第11回)定期総会において一部改定し、同日より施行した。

(1)第4条(禁止事項)における「携帯電話の使用禁止」及び「バスの呼び止め行為の禁止」に関する事項の追加

(2)第5条(利用者のマナー)における「携帯電話の使用マナーに関する事項」の削除、「携帯電話の使用禁止」及び「ベビーカーに関する事項」並びに「JR北本駅乗降所のマナーに関する事項」の追加、第2項における「超低床バスの乗車に関する留意事項」の追加

3 この利用規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期総会において一部改定し、同日より施行した。

(1)管理規約の改正に伴う引用条項の整合

(2)用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正

- 4 この利用規則は、平成18年9月30日の平成17年度(第15回)定期総会において一部改定し、平成18年11月1日より施行した。
- (1)第4条(優先席の設置)の新設
 - (2)旧第4条、新第5条(禁止事項)第(2)号の「車内における携帯電話の使用に関する事項」の改定
 - (3)旧第5条、新第6条の条文名称の変更及び第1項第(3)号の「携帯電話の電源に関する事項」の改定